

安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会



僕もバレンタインのプレゼント欲しかったな～。

「安全はすべてに優先する」どんなときも頭は守ってね。チエブクローより

㊤令和4年度の重篤事故件数は、29件 令和5年度は、36件です。
令和6年度は、1月報告分までで30件です。㊤

令和7年1月（令和6年度）事故速報

（1）重 篤 事 故

1月は、4件の重篤事故の報告がありました。

1月までの累計でみると、令和5年度の28件と比して令和6年度は30件と2件の増加となっています。また、就業者・就業途上別にみると、就業者の事故が2件の増加となりました。

累計30件の内訳は、就業者は、剪定等8件 草刈3件、清掃4件 その他5件 就業途上は、自転車8件、バイク1件、自動車1件です。

1月報告分までの累計

令和6年度累計	就業者・就業途上	件数	内 訳				令和5年度同月累計					
			事故の程度		性別			計	事故の程度		性別	
			死亡	入院	男性	女性			死亡	入院	男性	女性
	就業者						就業者					
	就業者	20(4)	15(3)	5(1)	18(4)	2(0)	就業者	18	13	5	17	1
	就業途上	10(0)	8(0)	2(0)	7(0)	3(0)	就業途上	10	6	4	4	6
	計	30(4)	23(3)	7(1)	25(4)	5(0)	計	28	19	9	21	7

()は、当月分報告分

1月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	安全帽	安全帯	交通手段
27	男 70歳	就業者 (死亡)	個人家庭の植木を剪定作業中に、剪定用三脚（高さ2mくらい）から転落し、頭部を打撲した。剪定作業中に三脚が大きく開き、バランスを崩したのが原因と考えられるが、直接的な原因は、ドクターヘリで搬送された際の医療センターの医師によると脳溢血との診断。ヘルメット未着用。	×	×	—

1 月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	安全 帽	安全 帯	交通 手段
28	男 74 歳	就業中 (死亡)	市道除草作業後、センター所有の軽トラック後方で集草作業を行っていた時に、後方より軽自動車が進・追突し、 会員が頭部を強打 し数十m弾き飛ばされ頭部多発挫創による脳不全症となった。	×	—	—
29	男 85 歳	就業中 (死亡)	学校施設内の貸し出し管理のため4階部分の確認をしていたところ、転倒し 頭部を強打 したものとみられる。頭蓋内損傷。	—	—	—
30	男 87 歳	就業中 (入院)	剪定作業の準備のため作業場所にシートを後方に敷いていた時、地面から高さ5cm 程度出ている切株に躓き、後方へ転倒し頸椎圧迫骨折した。	×	×	—

今月の事故

入会3か月強でお亡くなりになりました。年齢70歳

1. 事故の概要（就業中）

個人家庭の植木を剪定作業中に、剪定用三脚（高さ 2mくらい）から転落し、頭部を打撲した。剪定作業中に三脚が大きく開き、バランスを崩したのが原因と考えられるが、直接的な原因は、ドクターヘリで搬送された際の医療センターの医師によると脳溢血であろうと診断された。

2. 事故の原因

三脚が大きく開いてバランスを崩したとなっているが、留め金等がしっかりと固定していたかを事前の十分なチェックができていない可能性もある。

また、ヘルメットが未着用であり、強く頭部を打撲して脳溢血を発症した可能性もある。

3. 事故後のセンター及び連合の対応及び再発防止策

【センターの事故後の対応】

- ・理事長及び安全委員会委員長に報告
- ・職群班班長にヘルメット等の安全保護具の着用の徹底を周知
- ・事務局便りにて安全・適正就業を周知

【再発防止策】

- ・冬季に剪定・草刈職群班対象会員向け会議を実施、事故状況と安全就業の報告と啓発
- ・抜き打ちのパトロールを実施
- ・職群班班長にはヘルメット等の安全保護具の着用の徹底を図る。

【連合の再発防止策及びセンターへの指導】

- ・連合の安全委員会へ報告するとともに、県内シルバー人材センターへも情報提供し、安全対策の徹底を図る。
- ・連合の安全委員による現場調査と現地シルバー人材センターでの安全会議を実施予定
- ・ヘルメットの着用がなかったことから、必ず着用するよう特に厳重に指導した。

4. 全シ協から

またひとり私達の仲間(会員)の尊い命が失われました。入会して3ヶ月強の新人さんでありながら、前職では長きにわたり公園管理業務に従事されていた剪定のベテランの方でした。このようなあってはならない悲しい事故は、全国のシルバー人材センターのどの就業場所でも起こり得る事です。就業の機会を提供している組織としての責任を忘れずに、常に危機感と緊張感を持ち、事故撲滅に向けた対応が必要です。改めて一人ひとりの会員さんの命を守る組織体制がとれているか、各センター、連合での見直しをお願いいたします。

今後の事業計画、組織的な体制の確立、墜落転落の事故撲滅などのご参考に、改めて1月16日の令和6年度 安全指導員会議における、「全シ協の永野企画管理部長の資料【安全就業の現状と対策】」と「安全就業ニュース1月号(No.212) 抜粋」を添付させていただきます。

★「安全な草刈り作業のために」の動画を全国シルバー人材センター事業協会のホームページからご覧ください。(会員専用ページからもご覧いただけます) ★

会員さんが就業前など、より身近に目にしていただけますようスマホからもご覧いただけます。一人ひとりが気をつける意識を持つことにより、草刈り作業での飛び石事故は撲滅できます。より一層の安全就業に努めてください。

動画のプログラム

- 草刈り作業について
- 使用道具について
- 刈払機について
- 事故事例の紹介
- 安全対策の紹介
- 事故対策事例 約15分

- ① 安全ルール厳守 「自分は大丈夫」は過信です。
 - ② 現場の事前確認必須「危険箇所」を事前確認しましょう。
 - ③ 大振り厳禁 大振りは「事故発生率」が上がり危険です。
 - ④ 飛び石は防止できる「安全対策ツール」(防護ネット・上下刃逆回転ハサミ草刈り刃)などを有効活用しましょう。
- ※ DVDの貸出も行っております。



草刈就業の会員さんみてね。約束だよ。

安全+第一

(2) 1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

1月は、就業中の事故20件、就業途上の事故8件と、合計28件であり、昨年度同月23件と比して5件の増加となっています。また、男女別では、男性は18件で2件の減少、女性は10件で7件の増加となっています。

1月までの累計で比較してみると、昨年度の236件と比して、本年度は232件と4件の減少となっています。就業中・就業途上別にみると、就業中は166件で15件の減少となっており、就業途上は66件で11件の増加となっています。男女別では、男性は2件の増加となっており、女性は6件の減少となっています。

令和6年度1月分

			仕事の内容	事故数（件）		男性（件）		女性（件）		平均年齢（歳）	
				1 月	累計	1 月	累計	1 月	累計	1 月	累計
就 業 中	植木・樹木の剪定等		7(4)	62(73)	7(4)	60(72)	0(0)	2(1)	78	76	
	除草作業		2(3)	32(31)	2(3)	29(28)	0(0)	3(3)	76	78	
	屋内・屋外清掃作業		7(1)	36(33)	3(1)	14(12)	4(0)	22(21)	78	76	
	その他		4(8)	36(44)	3(6)	32(35)	1(2)	4(9)	74	75	
	計		20(16)	166(181)	15(14)	135(147)	5(2)	31(34)	77	76	
就 業 途 上	交 通 手 段	徒歩	4(1)	20(17)	1(1)	10(8)	3(0)	10(9)	78	78	
		自転車	4(6)	37(30)	2(5)	24(16)	2(1)	13(14)	76	79	
		バイク	0(0)	8(6)	0(0)	5(1)	0(0)	3(5)	—	77	
		自動車	0(0)	1(2)	0(0)	1(1)	0(0)	0(1)	—	82	
		計	8(7)	66(55)	3(6)	40(26)	5(1)	26(29)	77	78	
合 計			28(23)	232(236)	18(20)	175(173)	10(3)	57(63)	77	77	

()は令和5年度同月の発生件数

「シルバー人材センター団体傷害保険に係る事故件数等報告書」については、事故の有無にかかわらず毎月8日までに必ず提出願います（平成30年4月24日付 事務局長通達により通知済）。（※安全就業の手引（第六改訂）P109～P129掲載）※シルバー団体傷害保険の支払いが確定した事故については、速やかに「シルバー団体傷害保険に係る事故件数等報告書」により報告し、報告漏れがないようお願いします。



自転車に乗る時はご注意を



★自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～★

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており「**車のなかま**」です。

道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心がけましょう。

また、車の運転者も歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり、安全を心掛けましょう。

★交通ルール★

自転車安全利用五則（令和4年11月1日警察庁交通対策本部決定より）

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。

したがって車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。

罰則：2万円以下の罰金又は科料

そして、道路の左側に寄って通行しなければなりません。

罰則：3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

罰則：2万円以下の罰金又は科料

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号が青になってから安全を確認し、横断しましょう。

罰則：3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を確認してから横断しましょう。

罰則：3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。

罰則：5万円以下の罰金

4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金（酒酔いの場合）

5 ヘルメットを着用

○自転車の運転者は、乗用車ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

○自転車の運転者は、幼児等を自転車に同乗させるときは、乗用車ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

○児童等の保護者は、児童等が自転車を運転するときは、乗用車ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

自転車事故で死亡した人の約7割が、頭部に致命傷を負っています。

また、ヘルメットの着用状況による致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。**自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。**

(3) シルバー派遣事業における労働災害報告の事故（休業1ヶ月以上）

11月は仕事の分類では、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」3件「清掃の職業」「自動車運転の職業」2件「社会福祉の専門的職業」「教育の職業」「商品販売の職業」「販売類似の職業」「生活衛生サービスの職業」「飲食物の職業」「施設・ビル等の管理の職業」1件であり、合計14件でした。前年同月より5件の増加となっています。また、男女別では、男性は1件の増加となっており、女性は4件の増加となっています。累計では、前年同月の85件と比べ13件の増加となっています。

なお、11月に死亡事故はありませんでした。

令和6年度（11月分）

	仕事の分類（中分類）	中分類コード	事故数（件）		男性（件）		女性（件）		平均年齢（歳）	
			11月	累計	11月	累計	11月	累計	11月	累計
業務災害	その他の技術者	11	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
	保健師、助産師、看護師	13	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	76
	その他の保険医療の職業	15	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	社会福祉の専門的職業	16	1 (0)	1 (3)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (2)	66	66
	教育の職業	19	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	68	66
	その他の専門的職業	24	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	64
	一般事務の職業	25	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	—	69
	出荷・受付係事務員	27	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	—	—
	営業・販売関連事務の職業	28	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	外勤事務の職業	29	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	商品販売の職業	32	1 (2)	5 (2)	0 (0)	2 (0)	1 (2)	3 (2)	77	73
	販売類似の職業	33	1 (0)	1 (2)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	71	71
	営業の職業	34	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	家庭生活支援サービスの職業	35	0 (1)	5 (5)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	—	73
	介護サービスの職業	36	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	保健医療の職業	37	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	生活衛生サービスの職業	38	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	79	80
	飲食物調理の職業	39	1 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (3)	70	71
	接客・給士の職業	40	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	75
	施設・ビル等の管理の職業	41	1 (0)	7 (2)	1 (0)	6 (2)	0 (0)	1 (0)	75	72
	その他のサービスの職業	42	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	2 (1)	—	74
	農業の職業	46	0 (0)	3 (4)	0 (0)	2 (4)	0 (0)	1 (0)	—	74
	林業の職業	47	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	49	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	50	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	52	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	—	—
	製品製造・加工処理の職業	54	0 (0)	5 (3)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (3)	—	74
	機械組立の職業	57	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
	機械整備・修理の職業	60	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
	製品検査の職業	62	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	生産関連・生産類似の職業	64	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	自動車運転の職業	66	2 (0)	3 (3)	1 (0)	2 (3)	1 (0)	1 (0)	71	71
	建設の職業	71	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
	採掘の職業	74	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
	運搬の職業	75	0 (1)	2 (3)	0 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	—	76
	清掃の職業	76	2 (0)	14 (6)	1 (0)	8 (3)	1 (0)	6 (3)	73	72
	包装の職業	77	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	—	73
	その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	3 (5)	35 (36)	2 (4)	23 (26)	1 (1)	12 (10)	75	74
	計	—	14 (9)	98 (85)	7 (6)	51 (55)	7 (3)	47 (30)	73	73

() は令和5年度同月の発生件数

令和6年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。

(令和6年4月19日付 6全シ協発第11号により通知済)

愛知県における安全就業の取り組みについて

1 公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会の概要（令和5年度実績）

センター数	57（国庫補助対象：55、国庫補助対象外：2）	
会 員 数	35,409人（男性：22,563、女性：12,798、無回答：48）	
粗 入 会 率	1.53%	
就 業 率	請負・委任＝ 75.0%	派遣＝ 69.7%
就業延人員	請負・委任＝ 2,903,315人	派遣＝ 520,124人
受 注 件 数	請負・委任＝ 155,910件	派遣＝ 4,257件
契 約 金 額	請負・委任＝13,204,535千円	派遣＝2,745,775千円

2 過去5年間の事故発生状況

（件、歳、人、％）

事 故 分 類		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
傷害事故	就 業 中	183	179	191	123	148
	就 業 途 上	41	50	50	31	39
	計	224	229	241	154	187
損害賠償責任事故		186	173	192	132	168
合 計		410	402	433	286	355
会 員 平 均 年 齢		74.3	74.6	74.8	75.0	75.3
就業延人員（請負・委任）		3,283,570	2,968,055	3,001,452	2,989,221	2,903,315
事 故 発 生 率		0.0125%	0.0135%	0.0144%	0.0096%	0.0122%

- 傷害事故、損害賠償責任事故ともに、シルバー保険適用事故が計上対象。
- 令和4年度の件数は、報告タイミングの変更（令和3年度以前＝事故発生時、令和4年度以降＝事故完結時）による影響を受けている。
- 事故発生率＝合計事故件数÷就業延人員
- 発生件数は減少傾向にあるものの、事故発生率はほぼ横ばい。

3 傷害事故 程度別 過去5年の発生件数

（件）

年 度 事故程度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
死 亡	0	4	1	0	0
後遺障害 30%以上	0	1	0	0	0
入院 180 日以上	1	0	0	0	0
入院 30～179 日	16	12	12	9	15
入院 30 日未満	23	24	21	11	25
通 院 の み	184	188	207	134	147
計	224	229	241	154	187

- 令和4年度以降、重篤事故は発生していない。

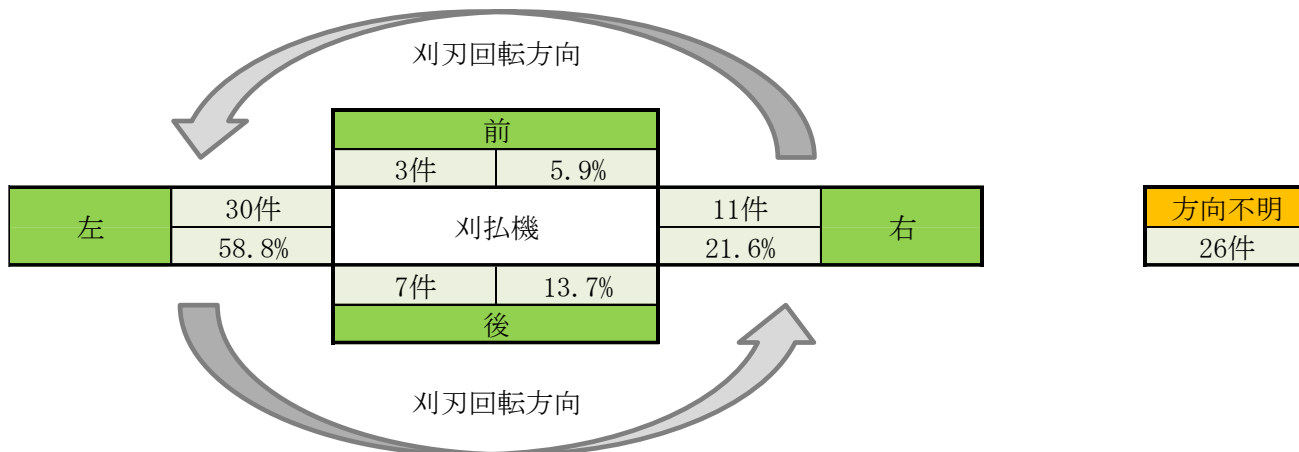
4 「除草」「剪定・伐採」における過去5年の損害賠償責任事故発生件数

(件)

年 度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
作業内容						
損害賠償責任事故 全数		186	173	192	132	168
再 掲	除 草	98	96	116	78	110
	剪定・伐採	36	44	32	31	25

○ 発生件数はほぼ横ばい。

5 「飛び石」の飛散方向（令和5年度実績）



○ 左への飛散が多いものの全方向へ飛散（方向不明も多数）しており、ネットでの防御には限界がある。

6 「飛び石事故」刈払機種類別・防護ネット設置状況別 発生状況（令和5年度実績）

		防護ネット		計		飛び石の飛距離	
		無し	有 り				
刈払機種類			固定設置 手持ち移動	件 数	割 合	最 長	平 均
チップソーのみ		40 件	15 件 10 件	65 件	84.4%	30.0m	8.7m
飛び石抑制タイプのみ		4 件	2 件 1 件	7 件	9.1%	11.0m	3.6m
併 用		1 件	0 件 0 件	1 件	1.3%	3.5m	3.5m
そ の 他		4 件	0 件 0 件	4 件	5.2%	20.0m	6.9m
計	件 数	49 件	17 件 11 件	77 件	100.0%	30.0m	8.0m
	割 合	63.6%	22.1% 14.3%	100.0%			

○ チップソーは構造上「飛び石」を発生させ易く全体の84%を占める。なお、防護ネット使用時の発生も多く、「ネットの上を飛び越えた」「ネットの継ぎ目を抜けた」「ネットが風で倒れた」「ネットを突き破った」等の事例からネットの効果には限界がある。

○ 「飛び石抑制タイプのみ」の現場からも少数だが事故は発生している。構造上、飛び石は発生し辛い筈であり、適切な使用方法等についてメーカー・販売店に再確認要。

○ 「その他」の刈払機は、自走式草刈機、ハンマーナイフローター、芝刈り機。

7 安全就業への取り組み

(1) 安全・適正就業委員会の開催

県内各シルバー人材センターの安全・適正就業対策の組織的な推進を図るため、連合会において安全・適正就業委員会（委員14名：役員センターの事務局長）を年3回開催し、安全・適正就業対策事業実施計画等を策定している。

(2) パトロールの実施

県内各シルバー人材センターの安全・適正就業の確保を図るため、連合会の安全・適正就業パトロール指導員による安全・適正就業パトロール並びに安全就業緊急パトロールを実施している。なお、パトロールの結果は対象センターに報告している。

① 安全・適正就業パトロール

毎年5月から12月の期間に、32箇所の活動拠点（全64箇所の活動拠点うち前年度未実施の拠点）を訪問し、当該年度の重点取組（令和6年度は「作業現場の事前確認による事故発生リスクの排除」）を中心に、安全・適正就業に対する取組状況を調査している。なお、希望により他センターの安全・適正就業担当者等が同行する場合もある。

② 安全就業緊急パトロール

毎年1月から3月の期間に、当年度12月までに報告のあった傷害事故と損害賠償責任事故の合計が5件以上、且つ前年対比300%以上のセンター（前年度無事故の場合は当年度5件以上）を訪問し、再発防止策の取組状況等を調査している。なお、長期入院等の重大事故や高額な損害賠償責任事故が発生したセンターも対象にしている。

(3) 安全・適正就業意識の普及啓発

県内各シルバー人材センターの安全・適正就業に対する意識の普及啓発を図るため、次の行事を実施している。

① 安全・適正就業推進員研修会の開催

各活動拠点における安全・適正就業対策事業が円滑に実施出来るよう、また、安全・適正就業業務に必要な知識等の習得を図るため、各活動拠点の安全・適正就業推進員等を対象に研修会を開催している。

開催時期 4月末（令和6年度 4月26日）

開催方法 「Z o o m」を使用したオンライン方式

研修内容

- ・前年度の事故発生状況
- ・前年度「安全・適正就業パトロール」のまとめ
- ・今年度「安全・適正就業対策事業実施計画」の説明
- ・今年度「安全・適正就業パトロール」の予定
- ・事故報告書の内容と提出方法の説明
- ・適正就業を徹底するために
- ・シルバー派遣事業における留意事項

② 安全・適正就業推進大会の開催

安全・適正就業推進強化月間に併せて、各活動拠点の安全・適正就業対策担当理事、担当者等に対して、安全・適正就業に対する意識の普及啓発を図るため、大会を開催している。

開催時期 7月上旬（令和6年度 7月5日）

参加方法 来場及びオンライン視聴

- 開催内容
- ・前年度センター別事故発生状況
 - ・前年度事故抑制センターの紹介
 - ・外部講師による講演
 - ・センター講演「安全・適正就業のための取組について」
 - ・安全・適正就業宣言

(4) 安全就業推進強化キャンペーンの実施

県内全センターを対象にして、除草作業、剪定作業、就業途上における事故防止、及び熱中症の予防を図るため、次のキャンペーンを実施している。

① 除草作業中の事故防止キャンペーン

目的 除草作業中の傷害事故及び飛び石等による損害賠償責任事故を防止する。

期間 5月1日～8月31日

取組内容例

- ・作業別安全就業基準等に基づく会員自身による自己チェックの実施
- ・各センターの安全・適正就業委員会委員長等による安全就業パトロールの実施
- ・全シ協制作動画「安全な草刈り作業のために」の視聴等による会員への啓発活動
- ・飛び石抑制タイプ刈払機の使用促進

② 熱中症予防キャンペーン

目的 夏期における就業中の熱中症を予防する。

期間 7月1日～9月30日

取組内容例

- ・キャンペーン期間中における屋外就業の抑制
- ・屋外就業における空調服の使用推奨
- ・熱中症関連気象情報（熱中症警戒アラート、暑さ指数等）に基づく就業の中止・途中切上げ
- ・熱中症発症時の対処方法（応急処置、連絡先等）の周知

③ 剪定・伐採作業中の事故防止キャンペーン

目的 剪定・伐採作業中の転落・転倒・落下等による傷害事故及び損害賠償責任事故を防止する。

期間 10月1日～12月31日

取組内容例

- ・作業別安全就業基準等に基づく会員自身による自己チェックの実施
- ・各センターの安全・適正就業委員会委員長等による安全就業パトロールの実施

④ 就業途上の事故防止キャンペーン

目的 県が実施する「年末の交通安全県民運動」に合わせて、会員が就業先に向かう途上及び帰宅途中において、安全運転や安全行動の実践を通じて事故を防止する。

期間 12月1日～1月31日

取組内容例

- ・連合会作成の安全確認表「転倒事故防止」等に基づいて、会員自身による自己チェックの実施
- ・各センターの安全・適正就業委員会委員長等による交通安全指導等の実施

- ・地域警察署と連携した交通安全講習会等の開催
- ・事事故事例等に基づく危険・要注意箇所道路マップ等の作成
- ・積雪時や路面凍結時の「就業（移動）の可否」等のルールの確認と周知

(5) 安全・適正就業対策事業に関する情報の収集及び提供

連合会において、安全・適正就業対策に関する各種情報を収集し、県内各シルバー人材センターに対して迅速・的確に情報を提供している。

① 事故発生情報の収集・提供

各センター内で発生した事故情報を収集し、週報や半期報に事故発生状況を取りまとめ情報を提供している。

② 事故状況の作成

年度に発生した事故を「愛知県内シルバー人材センター事故の状況」にまとめ、傷害事故及び損害賠償責任事故の再発防止に活用している。

③ 各種情報の収集及び提供

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が発信した「安全就業ニュース」等の各種情報を収集し、提供している。

(6) 活動拠点への各種支援事業の実施

県内各シルバー人材センターの安全・適正就業対策事業を支援するため、次の支援事業を実施している。

① 講習会等への講師派遣

各センターが開催する講習会等へ安全・適正就業パトロール指導員を派遣し、会員の安全・適正就業の推進を図っている。（令和6年度 2センターに派遣）

② 安全確認表の作成・配付

安全確認表（動力刈払機使用作業、脚立・梯子足場使用作業、転倒事故防止）を作成・配付し、安全就業の推進を図っている。

8 今後の取り組み

事事故事例を見ていると「受注打診時（下見時）に、現場に存在しているリスクをしっかりと把握しておけば防げたのではないかと感じるものが多い。受注打診時であれば、作業当日に必要な対策（カラーコーンによる注意喚起、相応しい刈払機の用意等）を準備するための時間は十分にあり、またシルバー就業に相応しくない現場であれば早期に受注を断念することもできる。そのためには受注打診時の現場調査の重要性を繰り返し説明し、かつ職員の負担過多とならぬよう、会員でも適切な現場調査ができるようなツール（チェックリスト等）を充実させていきたい。

また、事事故事例の中には「モノで防げたのではないかと感じるものも多い。剪定・伐採作業や刈払機除草作業時のヘルメット着用はかなり定着してきたが、多発している「手への蜂刺され」事故は、防刃手袋の着用により切傷事故に加え防ぐことができる。また、夏場の熱中症対策としてはその時期に就業しないことが最良であるが、「空調服を上手く活用しながら無理なく就業する」ことが現実的である。

傷害事故・損害賠償責任事故ともに発生件数は高止まりしており、引き続き「現場調査」や「モノの活用」をはじめとする様々な対策に取り組んでいきたい。

★★★ 愛知県シルバー人材センター連合会さんからの報告でした。
ご報告、誠にありがとうございました。★★★



A4 判 32 ページ 2017(平成 29)年 3 月発行以降、
増刷対応 **(10 部以上からの販売)**
価格 220 円(税込) 送料実費



会員が安全に就業するための要点を、
全カラー版でまとめたイラスト小冊子

ご注文お待ちしております。
😊

編集後記

立春を過ぎましたが、今年は二度の大寒波が訪れ、1回目は帯広で観測史上日本一となる1日での降雪量 124cm を記録、春は名のための寒さと思えば、急に春を思わせる暖かさ。そして2回目は最長最大の大寒波。毎日のように大雪に関するニュースが流れ、雪国の暮らしの大変さを目の当たりにしていますが、私はとても暮らせないなあとも思ってしまう。雪のある地方のみなさま、雪下ろしは一人ではないなどまず、ご自身の身の安全に心がけてください。今月もまた保護帽を被らず、剪定での事故で亡くなられた会員の方がいらっしゃいます。剪定作業時に保護帽を被るのは個人の判断ではなく必須です。この1年も保護帽さえ被っていれば…と思う事故報告が何件もありました。「自分だけは大丈夫」と思わずに、保護帽は必ず被るようにしてください。もうひと月もしないうちに、桜が咲く季節となります。年度末まであと1ヶ月余り、健康に留意され、気を引き締めて安全就業に努めてください。(松山)

自分のことは自分が1番よくわかっていると思っていませんか？しかし周りから見ると、実は自分が気付いていないことがあったりするので。私は以前、とても欲しいのに売り切れで手に入らなかったダウンジャケットをメルカリ(古着)で見つけ、喜んで購入しました。到着を今か今かと楽しみに待ち、ウキウキしながらいざ袖を通した瞬間、何か臭い。念願叶って手に入れたものなので、気のせいだろうと願い、何度も何度も襟の部分に鼻を近づけましたが、これは……。妻にも嗅いでもらったところ、「うわ！脂臭い、あなたの枕と同じ臭い」と一言。私は愕然としました。自分のことはわからないものです。臭いの話はさておき、全シ協では「経営力向上研修」を令和5・6年度に開催し、その講師講義のなかに「ジョハリの窓」という心理学モデルが取り上げられました。「他者も自分も知っている自分」「自分は知っているが、他者には隠している自分」「他者は知っているが、自分では気が付いていない自分」「自分も他者も知らない自分」について分析し自己理解を深めることで、自分の性格や得意不得意を理解することで他者との円滑なコミュニケーションやコーチング、マネジメントなどにも活かすことができます。経営力向上研修は、人間性の向上、目標・目的の重要性、主体性、置換力、高い志を持った仲間と出会えるなど、多くの学びや人脈を得られる研修です。令和7年度も実施予定ですので、是非多くの方の応募をお待ちしております。(PS ちなみに臭かったダウンジャケットは、近年の優れた洗剤の効果によりいい匂いになりました。)(高木)

